

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成23年1月28日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 商号又は名称
有限会社小原商事
- 2 代表者氏名
小原 正義
- 3 主たる事務所の所在地
高松市松島町1丁目13番14号
- 4 免許証番号
香川県知事(4)第3393号